

# 事業主 殿

(一社)上小労働基準協会  
会長 伊藤 恒 一

## 令和2年度(下期)の特殊健康診断の実施について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断を下記により実施いたします。つきましては、受診希望される事業場におかれましては、下記事項ご参照の上、4頁の「特殊健康診断申込書」により、10月末日までにお申し込み下さい。

なお、法律改正により、平成27年11月1日からナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについて、また、平成29年1月1日からはオルトトルイジン更に6月1日から三酸化二アンチモンが新たに特化則による健診が義務付けられましたので申し添えます。

### 記

#### 1 健診実施時期

令和3年1月下旬から2月下旬の予定(土・日曜日は除く、左記期間以外も相談に応じます)

#### 2 健診実施機関

(一財)全日本労働福祉協会長野県支部により実施します。

#### 3 健診料金及び支払い

健診料金は、2頁の「特殊健康診断料金表」のとおりです。

#### 4 健診の方法

事業場の申込人員・健診の場所等により、個々の事業場、または最寄りの事業場に集合していただき実施しますので予めご了承下さい。

#### 5 健診の申し込み

4頁の申込書に所要事項を記入のうえ、10月末日(期日厳守)までに(一社)上小労働基準協会に申し込んで下さい。

なお、有機溶剤の健診については、使用している「有機溶剤の種類」により検査内容が異なりますので、3頁の「参考資料」で溶剤別に対象人員を正確に把握し、それぞれわけて記入して下さい。

また、粉じんの健診につきましても、過去の健診結果から、じん肺の管理区分が「じん肺の所見がない者」、「管理2」に既に診断されている者とは区分して該当人員を記載して下さい。

この場合、管理2の該当者については、肺機能検査も同時に行われますので、ご了承下さい。

#### 6 産業医との連携

産業医選任事業場は、産業医と密接な連携のもとに漏れないようお願いいたします。

#### 7 申し込み後の変更

申し込み後において、人員及び場所等変更がありましたら、速やかにご連絡をお願いします。

#### 8 申し込み締切期日後に申し込まれた場合は、ご希望に添えないこともありますのでご承知下さい。

#### 9 個人情報の保護

実施機関である(一財)全日本労働福祉協会 長野県支部においては、知りえたデータ等について、個人情報保護法に基づいて適切に管理しております。また、健康診断の目的以外には使用いたしません。

# 特殊健康診断料金表

(一財)全日本労働福祉協会長野県支部

長野市大豆島中之島3223番地  
電話(026)222-5111(代)

## I 法令に基づく特殊健康診断

記号	有害要因・物質	料金	受診回数
A	電離放射線	2,700 <sup>円</sup>	6ヶ月毎
B	有機溶剤 <small>基本料金 1成分当り検査料</small>	2,500 300~3,000	6ヶ月毎
C	粉じん	3,500	1年毎 3年毎
D	鉛及びその合金化合物	7,800	6ヶ月毎 1年毎
E	四アルキル鉛	2,800	3ヶ月毎
G	高気圧	5,100	3ヶ月毎
H	石綿	3,500	6ヶ月毎

## F 特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断(抜粋)

コード	有害要因・物質	料金	受診回数
104	オルトトリジン及びその塩	2,000 <sup>円</sup>	6 ヶ 月 毎 に 1 回
201	アクリルアミド	2,000	
206	塩化ビニル	※4,000	
207	塩素	2,000	
210	カドミウム及びその化合物	2,200	
211	クロム酸及びその塩	※2,200	
214	コールタール	※2,200	
216	シアン化カリウム	2,200	
218	シアン化ナトリウム	2,200	
219	3,3-ジクロロ-4,4ジアミノジフェニルメタン	10,000	
221	重クロム酸及びその塩	※2,200	
222	水銀及びその無機化合物	2,000	
224	ニッケルカルボニル	※3,000	
228	弗化水素	1,300	
230	ベンゼン	3,000	
233	マンガン及びその化合物	2,000	
235	硫化水素	2,000	
237	ニッケル化合物	2,000	
238	砒素及びその化合物	2,000	
241	インジウム化合物	※15,000	

コード	有害要因・物質	料金	受診回数
242	エチルベンゼン	5,000 <sup>円</sup>	6 ヶ 月 毎 に 1 回
243	コバルト又はその化合物	2,200	
244	1,2-ジクロロプロパン	5,000	
245	クロロホルム	3,800	
246	四塩化炭素	3,800	
248	1,2-ジクロロエタン	3,800	
249	ジクロロメタン	4,600	
250	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	2,900	
251	スチレン	5,500	
252	1,1,2,2-テトラクロロエタン	3,800	
253	テトラクロロエチレン	6,800	
254	トリクロロエチレン	6,800	
255	メチルイソブチルケトン	2,500	
256	ナフタレン	2,200	
257	リフラクトリーセラミックファイバー	3,500	
258	オルトトルイジン	2,200	
259	三酸化ニアンチモン	2,200	

## II 行政指導による特殊健康診断(抜粋)

記号	有害要因・物質	料金	受診回数	
1	紫外線・赤外線	1,800 <sup>円</sup>	6 ヶ 月 毎 に 1 回	
2	騒音	2,000		
3	マンガン化合物 (塩基性酸化マンガンに限る)	2,000		
5	有機燐剤	2,600		
6	亜硫酸ガス	1,300		
15	超音波溶着機	2,000		
17	チェンソー	7,000		
18	チェンソー以外の振動工具 (さく岩機・チップングハンマー・スイングクラインダー等)	7,000		
19	腰痛	5,000		
21	情報機器作業	配置前		4,500
		定期	3,500	1年毎
22	レーザー(眼底を除く)	2,000	6ヶ月毎	

上記に消費税を加算させていただきます。

- (注) i) 第二次健康診断及び医師が必要と認めた追加検査は別途実費を申し受けます。  
 ii) 弗化水素、亜硫酸ガス、塩素等は歯科医師による歯の検査を受けて下さい。  
 iii) ※印料金は胸部エックス線直接撮影を必要とする場合2,000円を加算させていただきます。  
 なお、ベリリウム、ニッケルカルボニルの胸部エックス線直接撮影は年1回の健診で可。  
 iv) 上記に記載されていない有害物については、ご相談願います。

# 参考資料

## 新有機溶剤の物質の別名及び取扱作業について一覧表

グループ別	物 質 名		取 扱 作 業 等	
	有機溶剤の種類	別 名 (略名)	作業名	そ の 他
Aグループ	キシレン	☆キシロール ジメチルベンゼン O-キシレン M-キシレン ☆P-キシレン	★塗装 ★塗布 ★印刷 ★接着 ★洗浄	シンナーの混合成分として含む場合が多く、単体は少ない。シンナーは普通、ラッカーシンナー、クリアラッカーシンナー、合成樹脂用シンナーのように、○○○シンナーと呼ばれます。
	トルエン	☆トルオール メチルベンゼン		
	1.1.1-トリクロルエタン	☆クロロセン ☆トリエタン エターナ アサヒトライセン 1.1.1-三塩化エタン メチルクロロホルム	★洗浄 ★払拭	電気部品、鋼材等の脱脂に使用。鍍金の部品洗浄に使用。単体として使用する場合が多い。
	ノルマルヘキサン	N-ヘキサン	★接着 洗浄 先芯	主に靴の接着に使用。 (トルエンと併用の場合が多い)
Bグループ	N,N-ジメチルホルムアミド	ジメチルホルムアミド DMF	払拭	紡糸溶剤 靴の処理溶剤
Cグループ	二硫化炭素	硫炭	分析	試薬、溶剤
Dグループ	エチレングリコール モノエチルエーテル	☆セロソルブ ☆エチルセロソルブ	★シルク印刷 塗装  (注) Dグループは物質名にグリコール又はセロソルブがついています。	シルク印刷用シンナーに殆ど含有。 塗装用シンナーに含有する場合あり。
	エチレングリコール モノエチルアセテート	☆セロソルブアセテート		
	エチレングリコール モノブチルエーテル	☆ブチルセロソルブ		
	エチレングリコール モノメチルエーテル	☆メチルセロソルブ		
Eグループ	オルト-ジクロルベンゼン	O-ジクロルベンゼン		
	クレゾール	O,M,P-クレゾール	殺菌剤	
	クオールベンゼン	モノクオールベンゼン	接着剤	
Fグループ	A～E以外の有機溶剤としては 1,2ジクロルエチレン、アセトン、イソブチルアルコール、 イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、テトラヒドロフラン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン		★塗装 ★印刷 ★接着 ★洗浄 ★塗布	混合溶剤（シンナー）の成分として含まれる場合が多い。(トルエン、キシレンと同時に) 単体としては洗浄に使用。

(注1) 物質名の☆印は頻繁に使う別名です。又O-、M-、P- はオルト、メタ、パラと呼ばれます。

(注2) 作業名の★印は特に多い作業です。

# 特殊健康診断申込書 [下期]

令和2年10月 日

〒386-0025 上田市天神2-4-55  
 (一社)上小労働基準協会 殿

(TEL 0268-23-2500)  
 (FAX 0268-23-2507)

事業場所在地	〒		
事業場名			
TEL	( )	-	
FAX	( )	-	
担当者名			

健診の種類	有害要因・物質・種類	人員	有害要因・物質・種類	人員
有機溶剤 (使用溶剤名) (3頁参照)	キシレン		トルエン	
	クレゾール		アセトン	
粉じん (管理区分)	粉じん作業従事者 じん肺の所見が無い者		じん肺管理2の者	
上 記 以 外	電 離 放 射 線		都合の悪い日時	
	鉛及びその合金化合物			
	エチルベンゼン			
	M I B K			
	ジクロロメタン			
	スチレン			
	シアン化カリウム		希望する日時	
	紫外線・赤外線			
	騒 音			

- 健診の種類等は、2頁の『特殊健康診断料金表』によりご記入下さい。
- 有機溶剤については、缶等容器に記載されている溶剤名(トルエン・キシレン等)を確認してご記入下さい。
- 代謝物検査での採尿については、検査日の曜日・時間等により後日または後刻にさせていただく場合がありますので、健診当日健診員と打ち合わせて下さい。
- 上表に印字されていない物質等は、空欄にご記入下さい。

申込締切日 10月末日